（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び島原市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、島原市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(１)　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(２)　移住支援金の申請日から３年未満に本市から転出した場合：全額

(３)　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(４)　創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(５)　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合：半額

３　２（２）及び（５）について、本市から県内の他の移住支援事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の４分の１について返還します。

ただし、県内の移住支援事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

４　「島原市暴力団排除条例（平成24年島原市条例第10号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。

５　暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。

(１)　正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者

　(２)　暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第９条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者

　(３)　自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

　(４)　法令上の業務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者

　(５)　暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者

　(６)　その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者